現　場　説　明　書

（平成　２４・２５・２６　年度）

工事名称　　岡山市立市民病院新築工事

平成２４年１１月

岡山市病院局新病院整備運営課

1. 設計図書の優先順位

１．現場説明書及び質疑回答書	（現場説明書：表紙、１～１７頁）
２．特記仕様書	（設計図に含む）
３．設　計　図	（表紙共３１９枚）
４．公共建築工事標準仕様書　等	（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
５．工事数量総括表	（表紙、1～１９５頁）

2. 工事数量総括表の数量について

工事数量総括表に記載された数量は参考であり、項目・数量は各入札者において十分検討し、入札に臨むこと。

3. 設計図書の質疑

公告のとおり。
なお落札後は、市監督員と協議のうえ、多少の変更は受注者の負担で完成させること。

4. 質疑の問い合わせ先

公告のとおり。

5. 変更後請負代金額・中間出来高査定金額の算出について

変更後請負代金額及び中間出来高査定金額の算出は次の式による。

$$\text{変更後請負代金額} = \left\{ \text{変更後設計金額（税抜）} \times \frac{\text{当初請負代金額（税込）}}{\text{当初設計金額（税込）}} \right\} \times 1.05$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
中間出来高査定金額も同様に算出する。

6. 工期について

契約工期内に岡山市病院局による完成検査を受け、引渡しを行うため、契約工期の 14 日程度前までに工事を完成させ、工事完成通知書及び工事関係書類を提出するよう努めること。

7. 下請負・各種保険・現場標識等

○契約後速やかに建設工事保険（火災保険等）に加入し、契約書（写）を提出すること。

○工事の一部を下請負に付した場合は、下請負契約書の写し（注文書・注文請書の写しでも可）、建設業許可書の写しを提出すること。（下請業者が再下請負した場合も含む）

○交通誘導、警備業務、超音波探傷試験、浸透探傷試験、室内空気中化学物質濃度測定等を行う業者についても、施工体制・下請関係書類を整備すること。

○工事着手までに最新の労災保険の加入が確認できるものを提出すること。（下記のいずれかでよい。）

①労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控、受付日印のあるもの）

②労働者災害補償保険加入証明書の写し

③労働保険事務組合領収書の写し

○請負金額 1,000 万円以上の工事については、契約締結後１ヶ月以内に建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出すること。

○受注者と監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証または住民税特別徴収税額通知書の写し）を市監督員が求めた場合は提出すること。

○受注者は、以下の標識を公衆の見やすい場所に掲示すること。

① 工事名称等を示す標識（下記を参考とする）

（例）

600～900 ㎜程度

岡山市立市民病院新築工事
施　主　　○○○○　○○○○
設　計　　○○○○設計
監　理　　○○○○設計
施　工　　○○○○建設

1,200～1,800 ㎜程度

※設計事務所監理の場合は、設計事務所名を記入。

材質はコンパネにカラー鉄板（白）貼等とする。

② 建築基準法第 89 条の規定による標識（計画通知）

③ 建設業許可を受けたことを示す標識（下請負業者とも）

④ 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を表示する標識

⑤ 労災保険関係成立票

⑥ 施工体系図(特定建設業の許可を要する場合)あるいは施工体制表

⑦ 建設リサイクル法ステッカー

8. 関係官庁その他への手続き

○工事着手にあたり、必要な各種手続・届出等は受注者にて遅滞なく行うこと。その費用は、受注者の負担とする。

9. 安全対策・騒音振動対策

○工事に際しては、安全対策及び騒音・振動対策に十分留意すること。万一、当施設、近隣、沿道等に損傷を与えた場合は、速やかに市監督員に報告するとともに、受注者の責任において対処すること。

○使用重機（バックホウ・ブルドーザー・振動クローラー等）は、環境配慮型機械を使用すること。

○騒音規制法、振動規制法の規制対象となる場合は、同法の規定により当該工事着手の 7 日前までに岡山市環境保全課へ「特定建設作業実施届出書」を提出すること。

10. 近隣対策

○近隣への騒音、振動、塵埃、塗料吹付け飛散対策、安全対策等については十分注意を払い、必要に応じて、清掃・養生及び施工時間制限等の適切な対策を講じること。万一損傷を与えた場合は、受注者の責任にて問題を解決すること。

○近隣建物、各種施設、工作物等に損傷が予想される場合は、工事着手前に所有者の承諾を得て事前調査（写真撮影等）を行うとともに、工事完了後の対応についても受注者が責任を持って行うこと。（家屋調査依頼の業者を選定するときには、原則として社団法人「日本補償コンサルタント協会」会員によることとし、報告書を１部提出のこと。）

11. 交通安全対策

○工事着手前には所轄警察署・町内会・地元交対協・交通安全母の会・当施設管理者等と協議し、交通安全対策の処置を講ずること。重機器・大型車両搬出入時は特に安全に留意し、交通誘導員の配置等をすること。

○仮設計画図を参考に交通誘導員を配置すること。

（延べ７７０人以上：必要に応じて増員を図ること。）

12. 施設管理者等との連絡協議

○工事着手前に施設管理者等と協議し、当施設の運営に支障をきたさないように努めること。

13. 別途工事との調整　○別途発注の関連工事との取り合い調整を十分行い、円滑に工事を進めること。（総合図を作成後、病院局と調整し監督員の承認を得ること。）

14. 工程管理　○工程管理にあたっては、関連業者、関係機関等と協議のうえ、全体工程表・月間工程表・週間工程表を作成し、工程の管理を厳密に行うこと。

15. 障害物の移設等　○工事に支障となる障害物が判明した場合は、市監督員と協議のうえ、原則として受注者の負担にて撤去または移設し、工事完了後、必要なものは現状復旧すること。
○損傷が予想される既設物は、あらかじめ養生を行うこと。
万一損傷を与えた場合は、受注者の責任にて現状に復旧すること。

16. 電波障害　○工事施工により電波障害が発生した場合は、完工までは受注者の負担で応急措置等の対策を行うこと。

17. 給排水設備工事の専門業者について　○給水設備［水道給水装置］工事は、岡山市水道局指定給水装置工事事業者によること。
○下水放流の排水設備工事は、岡山市下水道排水設備指定工事店によること。

18. 鉄骨製作工場　○鉄骨製作工場は指定性能評価機関による「H グレード」以上の能力を有する工場とすること。（国土交通大臣認定）

19. 仮設工事　○仮設計画は、受注者にて十分検討し、施工計画書を作成して市監督員の承諾を受けること。設計図の仮設計画図は、指定仮設を除いて参考とする。交通安全、作業効率及び工事現場の安全、衛生管理等に必要と思われるものについては受注者の負担により自主的に設置し、写真、記録を整理すること。
○工事現場の管理は、受注者の責任において、労働基準法・労働安全衛生規則その他関係法令に従い、工事現場の各職種の管理、風紀・衛生等の取締り並びに火災・盗難・その他事故防止に十分な注意を払い行うこと。

○安全衛生管理組織表、緊急時連絡表を施工計画書に添付すること。
○仮設電気・水道は、原則として受注者負担にて引き込むものとし、当施設のものを使用してはならない。ただし、当施設管理者及び市監理員の了解を得て、子メーターを設置して使用する場合はこの限りではない。なお、接続後から引渡しまでの料金は、受注者の負担とする。（基本料金を含む）また、工事が年度をまたがる場合は、各年度ごとに料金の精算をすること。
○当施設の活動・業務時間帯の工事となる場合は、工事範囲は勿論のこと、工事範囲外においても安全対策、安全指導を十分行い、下請負人に対しても徹底すること。この趣旨に沿って、仮設計画等を検討すること。
○吹付け施工時には、飛散防止のため養生シート張り等の対策を講じること。（特に近隣対策として。）
○工事用車両進入路、出入口、仮囲い及び外部足場などの仕様・範囲等について、受注者の責任において、関係部署と事前に協議・手続きを行い、施設業務・行事等に支障のないように計画し設置すること。
○仮囲い、シート等が転倒、飛散しないように必要な措置を講じること。特に、強風時にはシートを取り外して作業を中止すること。また、使用金具等の安全処置について注意すること。
○工事現場上空又は近辺に電気架線等がある場合は、必要に応じて所要の手続きのうえ安全措置を講ずること。

20. 土　工　事

○工事により発生する残土の場外処分については下記の改良土プラントに搬入することを見込んでいる。

・残土　北区北長瀬地内の改良土プラント

上記の改良土プラントについては、積算上の条件明示であり処理施設を指定するものではない。したがって、受注者が上記と異なるプラントに搬入することも可能であるが、設計変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によらない変更についてはこの限りではない。
○建設発生土受入証明書（受入れ先の証明印必要）及び受入れ先までの運搬経路図を提出すること。また、処分後伝票及び処分状況が分かる一連の写真を提出すること。
○飛散防止のための養生及び清掃（場内外とも）を講じること。

21. 建設副産物の取扱いについて

○工事に伴って発生する産業廃棄物の処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法)、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」(建設リサイクル法)等の関係法令を遵守し、受注者の責任において適正処理を確認すること。（現場での野焼き、埋立は行わないこと。）

＊建設副産物適正処理推進要綱（H10.12.1 建設省経建発 333 号）参照

○産廃処分にあたっては、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材等）は再資源化を図ること。また、それ以外の建設副産物（建設汚泥＝セメントミルク混入杭残土等）についても再資源化に努めること。

○再資源化等費（処分費＝岡山県内で処理する場合の産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については下記のとおり見込んでいる。

・ｺﾝｸﾘｰﾄ､ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鉄からなる建設資材、ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ　北区福谷地内の再資源化施設

・建設汚泥　北区大窪地内の再資源化施設

上記の再資源化施設（または中間処理施設）は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。したがって、受注者が上記と異なる再資源化施設（または中間処理施設）に搬入することも可能であるが、設計変更の対象としない。ただし、現場施工条件の変更等、受注者の責によらない変更についてはこの限りではない。

○建設副産物については、「公共建設副産物実態調査表（再生資源利用「促進」実施書）」を工事完了日までに国土交通省作成の「建設リサイクルデータ統合システム」（通称：CREDAS「クレダス」）により入力し、出力帳票１部と同システムの提出用ファイルデータを工事名等を付して提出しなければならない。

※CREDAS 入力システムは国土交通省リサイクルホームページから最新版をダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/download.htm）

22. 「石綿含有建材」の処理について

○石綿含有建材を処理する場合は、下記関係法令及び適用仕様書等に基づき適正に処理すること。

◎関係法令

・労働安全衛生法（石綿障害予防規則）
・大気汚染防止法
・廃掃法
・建設リサイクル法
・岡山市環境基本条例

◎適用仕様書等

・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版
・建築改修工事監理指針　最新版
・建築物解体工事共通仕様書・同解説　最新版
・既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説

○施工後は、施工記録報告書を作成し提出すること。

23. 室内空気中化学物質濃度について

○工事完了時において「建材から発生する有機化合物」の室内濃度測定を下記により行うこと。

① 測定する化合物（５物質）　・ホルムアルデヒド　・トルエン
・キシレン　・エチルベンゼン
・スチレン

② 測定方法　拡散パッシブ方式又はアクティブ方式

③ 測定箇所数・場所　（　４０　）箇所　（別図による）

○合板・フローリング類、接着剤、壁紙、塗料等についての放散量規格はF☆☆☆☆とすること。

○防腐・防蟻処理剤については、安全認定品を使用すること。なお、5年の保証書を提出すること。

24. ~~PCB使用機器について~~

~~○改修範囲の照明器具等については、PCB使用の有無を確認したうえで、報告書を提出し、市監督員の承諾を得て撤去すること。~~
~~（リストおよび安定器型番等の分かる写真を添付すること。）~~

~~○PCB使用機器は特別管理産業廃棄物にあたるので、密閉できる鉄製の箱に収納し、法律に従い「PCB汚染物」の標示をすること。処理先については、市監督員の指示に従うこと。~~

25. ~~フロン処理~~　~~○フロン回収・破壊法による第１種特定製品(業務用のエアコン、冷蔵・冷凍機器でフロン類が充填されているもの)の廃棄に当たっては、委託確認書、引取証明書、回収業者の登録済み書類、回収時の写真を提出すること。＜参考＞家庭用のエアコン等については、家電リサイクル法により処理~~

26. 工事写真　○着手前の現況、見隠れ部分及び監督員の指示する箇所等（後述 第 33 項：提出書類／34 欄参照）を工事名・場所（例：A～⑤通　2C1）及び寸法を書き入れた塗板を添えて撮影し、工程順に工事写真帳に整理して提出する。
○写真はすべてカラー、89×127 ㎜（L サイズ）程度とする。
○各工事について、定点で各工程が分かるように撮影すること。
○完成後、外部から確認できない箇所は必ず撮影すること。
○出来形計測・諸試験の際の測定・試験機器の目盛り等の分かる接写写真も添付すること。
○材料検収は、搬入時及び空缶・空袋検収写真を撮影し、缶・袋表示の読める接写写真も添付すること。
○低騒音・排出ガス対策型機械のラベルの写真を添付すること。
○仮設工事、工事標識〈項目 7 参照〉、安全点検、安全活動の写真を添付すること。
※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『工事写真の撮り方』社団法人公共建築協会参照。

27. 完成写真　○完成写真はすべてカラーとする。
外部は 4 面を原則とし、サイズは 130×180 ㎜（2L サイズ）程度、内部は原則として各室 2 枚以上 89×127 ㎜（L サイズ）程度とし、完成写真帳に整理し、提出すること。
○撮影箇所を明記のこと。

28. CORINS への工事カルテ登録　○契約時・変更契約時・竣工時に「登録のための確認のお願い」を作成し、市監督員の確認を得て、10 日以内(土・日・祝日を除く)に(財)日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」へ登録すること。登録後、同センターの「登録内容確認書」を市監督員に提出すること。

29. 完工図等の提出

○次のものを完成後すみやかに受注者負担にて作成し提出すること。

（1）竣工図・施工図のマイクロフィルム（シンジャケット挿入したもの）と、その電子ファイルデータ（jww,tiff,pdf 形式）

※別紙２参照

（2）竣工図・施工図の耐水紙（Ａ４版）

（3）竣工図・施工図の二つ折り製本

（4）黒表紙白文字製本（Ａ４版黒色ファイルで可）

・納入図、機器完成図、機器取扱説明書、保証書、設備設計書、施工図、設備台帳、届出類（写）等を綴ること。

・表紙に「施工年度」、「工事名」、「設計者名」、「受注者名」を記入すること。

・目次、通し番号およびインデックス等を利用し、見やすく整理すること。

30. 経年点検

○竣工引渡し後、建築全般について経年点検を行う。

・12ヶ月後及び24ヶ月後（建築）

・12ヶ月後（設備）

○点検の結果､施工不良により生じたと認められる損傷または不具合箇所は、受注者の負担により速やかに修理すること。

31. 予備品の納入

○市監督員の指示する床材､天井材､その他の若干の予備品を引渡し時に納入すること。

32. その他

○法的に危険物に該当する塗料等を保管する場合は、法令等に基づく措置（有効な空地等）を講じるとともに､保管場所には可燃物を持ち込まないこと。また､保管場所は喫煙場所から離し、直射日光を避けた通気のよい場所とし、「危険物置場」「塗料置場」「火気厳禁」等の標示をしたうえで､施錠管理とすること。（周辺での火気使用は禁止し、仮囲いを設置する場合は不燃材とすること。）

○正月、盆休み等、長期に現場を休むときは、仮囲等の安全対策点検を行ったうえ､巡回警備を行うこと。また､長期休暇に伴う連絡体制表を休暇前に提出すること。

○本工事が国の実施する公共事業労務費調査対象工事となった場合は、調査表等に必要事項を正確に記入し提出するなど必要な協力を行うこと。本工事の完了後においても同様とする。また、受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は当該下請負工事の受注者に同様の協力を行うよう定めること。
○本工事はＪＲ近接工事となるため、事前にＪＲ岡山保線区と施工についての協議を行い、必要であれば保安体制の確保を行うこと。
○岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱に基づく、暴力団等排除対策協議会の設立に協力すること。
○提出書類の整理・保管のため必要となる、ファイル・衣装ケース等は監督員の指示により提供すること。

33. 提出書類一覧表【書式は岡山市契約課、監理課、公共建築課ホームページからダウンロードできます】

	提 出 書 類	提 出 時 期	備　　考
1	工事請負契約図書	落札決定後 7 日以内	【契約課】公共事業受注状況表、課税・免税事業者届、建設リサイクル法契約書含む。
2	建設リサイクル法関係書類	契約時	通知に係る事前説明事項、分別解体等の計画等、工程表、解体工事に要する費用等記載
3	登録内容確認書（コリンズ）	右記	契約時は請負金額 500 万円以上、 変更契約時・竣工時は 2500 万円以上の場合に提出 （すべて 10 日以内、土日祝除く） 《第 28 項参照》
4	工事着手届	工事着手後直ちに	
5	工程表（契約用）	工事着手までに	バーチャートにより表示
6	実施工程表 （当初・毎月初め・最終）	右記	※請負金額 500 万円以上の工事 出来高グラフは、計画を黒線、実施を赤線にて表記 （出来高曲線も併せて記入） 「当初」は工事着手までに 「毎月初め」は毎月当初に 「最終」は工事完了後直ちに 提出
7	現場代理人等通知書	工事着手までに	
8	下請負予定届出書	工事着手までに	
9	下請負通知書	下請負契約後 直ちに	下請負通知書添付資料 下請負契約書(写)、建設業許可証(写) 添付
10	労災保険の加入を確認できるもの	工事着手までに	《第 7 項参照》
11	建設業退職金共済証紙 購入状況報告書	契約締結後 1 ヶ月 以内に	※請負金額 1,000 万円以上の工事 《第 7 項参照》
12	建設工事（火災）保険証書(写)	工事着手までに	《第 7 項参照》

	提 出 書 類	提 出 時 期	備　　考
13	施工体制表	工事着手後速やかに （下請負契約後）	※下請負代金の総額が 4,500 万円（設備 3,000 万円）未満の場合
14	施工体制台帳・施工体系図・技術者台帳(写) ※2 部製作し、1 部を提出	工事着手後速やかに （下請負契約後）	※下請負代金の総額が 4,500 万円（設備 3,000 万円）以上の場合 施工体制台帳は現場へ備え付け、施工体系図は工事関係者・公衆が見えやすい場所に掲示すること。 《別紙１参照》
15	再下請負通知書	再下請負契約後直ちに	再下請負通知書（写）、再下請負契約書（写） 建設業許可書（写）〈現場掲示写真要〉、 下請負業者編成表　　添付
16	総合施工計画書	工事着手までに	実施工程表を含む
17	工種別施工計画書 及び 仮設計画書	各工種着手までに (目次作成、頁記入)	適用図書、施工体制、工程表、使用材料、使用機械、品質計画、施工方法、品質管理、養生方法、安全衛生管理、資格者等を記入すること。 ・労働安全規則に規定する作業主任者を明記すること。 ・玉掛け・クレーン運転手等の資格証明書は労働基準局長指定教習機関発行のものであること。
18	建設廃棄物処理計画書	解体工事着手までに 【建設リサイクル法該当項目は落札後７日以内に】	収集運搬・処分業の許可証(写)、産業廃棄物処理委託契約書(写)、処分場までの経路図、許可車両一覧表を添付
19	工事打合簿	随時	
20	主要資材メーカーリスト	随時	購入先を記入
21	使用材料承諾願	随時 （施工前に）	カタログ、規格(品)証明書、品質証明書、仕様書、性能組成表、ＭＳＤＳシート、F☆☆☆☆、材料の使用量 が分かるものを添付
22	納入図・納入仕様書	随時 （施工前に）	電気・機械設備 使用材料等（カタログ、規格、品質）

	提 出 書 類	提 出 時 期	備　　考
23	コンクリート配合計画書	随時(施工前に)	材料試験成績表共
24	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ配合計画書	随時(施工前に)	材料試験成績表共
25	鋼材ミルシート（原本）	随時	鉄筋、鉄骨、ＨＴＢ等（集計表を添付し、設計数量と比較すること。）ラベル撮影
26	使用材料計算書	施工前に	塗装、吹付け、防水、外壁改修など
27	使用材料集計表	施工後速やかに	鉄筋、鉄骨、生コン等及び塗装、吹付け、防水、外壁改修など 設計数量、計画数量、施工数量を記入すること。
28	出荷証明書又は材料納品伝票	随時	※主要資材について提出　　集計表添付
29	各種試験・施工結果報告書 〈写真とも〉	随時 (施工後速やかに)	【建築工事】 ・足　　場：足場点検結果報告書(ﾁｪｯｸｼｰﾄ) ・杭打施工：継手部溶接、根固め液強度、杭偏心測定図等 ・生 コ ン：塩化物量、スランプ、空気量、コンクリート圧縮強度試験 ・鉄　　筋：ガス圧接部目視及び超音波探傷検査 ・鉄骨施工：建方精度、HTB 締付検査、無収縮ﾓﾙﾀﾙ圧縮強度試験、あと施工ｱﾝｶｰ引抜試験 など ・室内空気中化学物質濃度測定試験 ・アスファルト舗装品質管理報告書 など 【電気設備工事】 ・絶縁抵抗試験、接地試験 など （改修工事の場合、施工前後のもの） 【機械設備工事】 ・給排水設備：水圧・通水試験 など ・空 調 設 備：気密試験 など ・ガ ス 設 備：気密試験 など

	提 出 書 類	提 出 時 期	備　　考
30	工場製品検査報告書 〈写真とも〉	市監督員による 検査合格後 速やかに	鉄骨(寸法検査、超音波探傷試験、ｶﾗｰチェック、塗装膜厚測定) サッシ、昇降機、体育器具 など
31	交通誘導員使用報告書	随時	伝票の写しを添付（集計表とも）
32	材料検査簿	随時	日付別とすること。
33	監督日誌	随時	
34	工事写真帳	完工・中間検査前 に速やかに	着手前状況、仮設、施工状況、材料検収、出来形管理、品質管理、安全管理、使用機械など《第 26 項参照》 ※杭偏心測定、補強、その他完工時に目視検査できない見隠れ部分、及び、設計変更箇所は必ず撮影すること。
35	マニフェスト（写） 〈電子マニフェストも可〉	随時	A.B2.D.E 票を提出。 （積替保管がある場合は B1 票も、積替保管があり運搬業者が異なる場合は B4 票も添付） ・A 票照合確認欄、E 票最終処分業者欄注意 ・集積、積込、運搬、処分状況の写真を産廃の項目ごとに撮影し、工事写真帳にて提出すること。 （車両ﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄ、処分業許可標識、処分場看板も撮影） 設計、実施数量を記入のうえ、集計票添付
36	建設発生土受入証明書(原本)	残土搬出までに	受入先が発行した押印のあるもの。
	受入伝票(写)	搬出後	処分場までの経路図添付
37	再生資源利用計画書 （実施書）	随時	※利用計画書は土砂 1,000 ㎥、砕石 500t、加熱アスファルト混合物 200t 以上の搬入の場合に提出
	再生資源利用促進計画書 （実施書）		※利用促進計画書は、土砂 1,000 ㎥以上又は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物の合計が 200ｔ以上の搬出の場合に提出

	提 出 書 類	提 出 時 期	備　　考
38	施工図	随時	
39	出来形管理図表	随時	アスファルト舗装（舗装面積、コア位置図記入）、外壁改修工事施工結果など
40	指摘事項確認書	随時	市監督員作成 （現場代理人確認印要）
41	工事完成写真帳	完成後速やかに	工事看板は入れないこと 《第 27 項参照》
42	工事完成通知書	完成後速やかに	
43	防水保証書〈10 年〉	完成後速やかに	受注者・施工者・メーカー　三者連名保証 完了検査合格後、引渡しの日から保証
44	屋根用亜鉛メッキ 鋼板の標準保証〈材料 10 年〉	完成後速やかに	ガルバリウム鋼板など メーカーの保証方法を示す書類を添付 完了検査合格後、引渡しの日から保証
45	ｶﾞﾗｽﾌｨﾙﾑ保証書〈1～5 年〉	完成後速やかに	完了検査合格後、引渡しの日から保証
46	防腐・防蟻保証書〈5 年〉	完成後速やかに	完了検査合格後、引渡しの日から保証
47	植栽保険証書（写）	完成後速やかに	※植栽に係る直接工事費が 50 万円以上の場合
48	その他監督員の 指示するもの	右記	・年末年始等、長期休暇期間の連絡体制表 ・特定建設作業実施届出書(写) 〈岡山市環境保全課〉 ・社内検査結果報告書　　等

別紙１

施工体制台帳および現場の管理について

（施工体制台帳）

受注者は、技術者台帳を作成し整備すること。

なお、技術者台帳には受注者の監理技術者および下請負人の主任技術者の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名、専任・非専任の別を明確にし、施工体制台帳とともに整備保管するとともに、監督員に提出するものとする。

（現場の管理）

監理技術者、主任技術者(下請を含む)、現場代理人は氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名および所属会社の社印の入った名札を着用すること。また、下記に示す腕章を着用すること。

【名札の作成例】

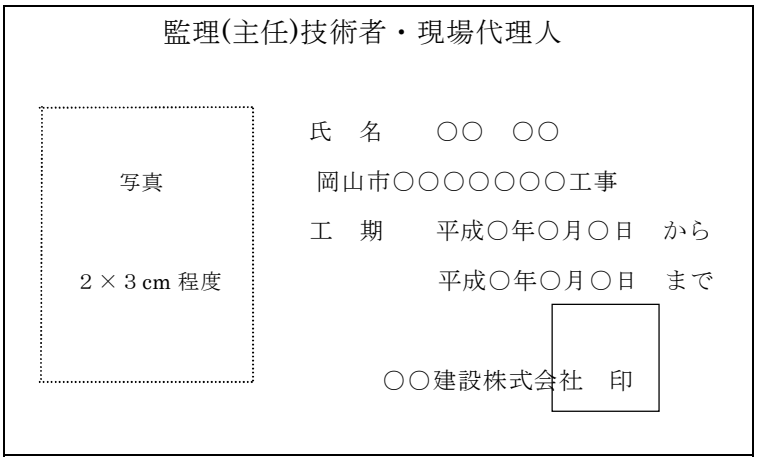

・監理技術者、主任技術者はどちらかを表示すること。

・名札の大きさは名刺サイズ以上とし、名札入れ（ビニールケース）に入れて着用すること。

【腕章について】

腕章には、当該現場を管理する監理技術者、主任技術者（下請を含む）、現場代理人のいずれかを表示すること。（技術者と現場代理人を兼ねている場合は、技術者を記載）

なお、腕章の色は、受注者は緑色、下請業者は白色とする。

別紙２

電子ファイルデータの仕様について

１．一般事項

画像ファイルは CAD ソフトから直接出力するか又はマイクロフィルム若しくは原図からスキャナーにより読み取り，読み取りデータを CD-ROM に収録するものとする。

２．画像ファイルの読み取り精度

スキャニングの読み取り精度は次のとおりとする。

300ｄｐｉ

３．画像ファイル等のファイル形式及び圧縮形式

１）スキャニングによる画像ファイル及び縮小画像ファイルは同一のファイル名を付し同一のフォルダに格納する。ファイル形式及び圧縮形式は次のとおりとする。

ファイルの種類	ファイル形式	圧縮形式
画像ファイル	Tiff 形式	MMR 圧縮（G4）
縮小画像ファイル（ｻﾑﾈｲﾙ）	Bmp 形式	幅 140 ピクセル

２）ファイル名は 5 桁の算用数字半角とする。（以降ファイル名は続き番号とする。）

３）フォルダ名は英数文字半角 7 文字以内とする。

４．検索データの入力

１）検索データは画像ファイルとは別にし，表計算ソフト（Microsoft　Excel 等）により、図面・文書ファイリングシステム「まいく郎」で検索できるファイルを作成する。

２）検索データに入力する検索項目は９項目とし，内容は次のとおりとする。

セル（列）	項目（名称）	備考
A	VOL	格納フォルダ名（英数文字半角 7 字以内）
B	PATH	格納フォルダ名（英数文字半角 7 字以内）
C	FILE	5 桁の算用数字＋拡張子　（例）00001.tif
D	工事名称	
E	建築・設備区分	（施工図の区分も加えること）
F	図面名称	（図面タイトル）
G	施工箇所	（棟名、階数、室名等）
H	施工年度	（平成○○年度）
I	図面番号	